

# 阿賀野市病児保育のお知らせ

子どもが病気の時くらいそばにいてやりたい。でも、周りに迷惑をかけるから仕事を休めない ……。

そんな時は、阿賀野市病児保育室「おひさま」をご利用ください。

## ☆「事前の利用登録」が電子申請できるようになりました

これまで市役所社会福祉課児童福祉係または病児保育室まで足を運ばないと手続きできなかった利用登録が、スマートフォン等から電子申請できるようになりました。

※裏面の「1 事前登録」にある QR コードから利用登録の手続きが可能です。

!!!注意!!! 実際に利用したい時は、病児保育室に電話予約が必要です。

### ○利用対象者

- ・阿賀野市内に居住する若しくは市内に勤務する保護者の生後6か月から小学校6年生までのお子さん
- ・保護者が勤務、疾病、事故、出産等の事由により、家庭での看病が困難なお子さん
- ・病気やケガの治療中又は回復期に至らないお子さんで、入院治療の必要及び症状の急変が当面認められないと医師が診断したお子さん

### ○実施場所

- ・阿賀野市病児保育室「おひさま」  
〈住所〉阿賀野市岡山町13番23号  
(あがの子育て支援センターにここに2階)  
〈電話〉63-8051

### ○実施日時

- ・月曜日～金曜日
- ・午前8時から午後6時まで  
(ただし、祝日、12月29日～1月3日は除く)

### ○利用定員

1日 6名

### ○利用料金

1日 2,000円(減免される場合あり) 朝の受付時にお支払いいただきます。

### ○当日の持ち物

- ・医師連絡票
- ・利用申請書
- ・保険証
- ・医療機関受診券
- ・お薬手帳
- ・着替え一式(2組)
- ・お弁当(病状に応じたもの)
- ・おやつ2食分
- ・おしぼり3枚
- ・汚れもの入れ袋(スーパーの袋など)
- ・与薬依頼書
- ・利用料
- ・医療費受給者証
- ・母子手帳
- ・水筒(麦茶など)

- 〈必要なお子さんのみお持ちください〉
- ・薬(1回分に分けてお子さんの名前を記入)
- ・ミルク ・哺乳瓶
- ・食事用エプロン(2~3枚)
- ・オムツ(5~6枚) ・お尻拭き
- ・おもちゃ、DVD等



**持ち物にはすべて  
名前を記入して下さい。**

## ～登録からご利用まで～



### 1 事前登録

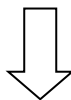
- ・事前に「利用登録」をします。「病児保育事業利用登録申請書」を市役所社会福祉課児童福祉係または病児保育室に提出してください  
(1回登録すると、その年度の間は有効です)

#### 【電子申請】



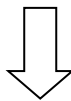
スマートフォン等からの電子申請による利用登録も可能です。

※利用をお急ぎの場合は、直接、病児保育室にて利用登録の手続きをお願いします。



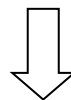
### 2 予 約

- ・利用したい時、まず病児保育室に電話で予約してください  
受付時間は、午前8時～午後6時 申込み順に受付をします(定員6名)  
※予約をキャンセルする場合も必ず連絡をお願いします  
(当日の予約キャンセルは、朝8時までに連絡をお願いします)



### 3 受 診

- ・阿賀野市指定医療機関の診察を受けて、「医師連絡票」を記入してもらいます  
※医師連絡票は、原則、利用の前日、または当日のものをお願いします  
(利用できる期間は、医師連絡票証明日から8日以内です。)  
※一月に2回以上医師連絡票を発行してもらうと、文書料が発生します  
※市外在住で、阿賀野市に勤務先を有する方は、最初から文書料が発生します



### 4 申し込み・確認・利用料支払い

当 日

- ・内容が記入されている「利用申請書」、「医師連絡票」、「与薬依頼書」を病児保育室に提出してください(利用登録されていない場合は、申込みと一緒に登録をしてもらいます)
- ・体温測定等を行います
- ・お子さんの状況をお聞きします(5分程度)
- ・朝の受付時に利用料のお支払いをしていただきます



※病状に変化があった場合には、お迎えの連絡をすることがあります。

※保育室の看護師が受診の必要があると判断した場合、保護者緊急連絡先に連絡をし、保護者の承諾を得て受診することとしますが、連絡がとれなかった場合や緊急を要する場合等については、保護者の承諾なく受診させていただきます。



8:00～ 受付  
保育室入室  
看護・保育(ブロック・ままごと・絵本など)

9:30 おやつ  
看護・保育

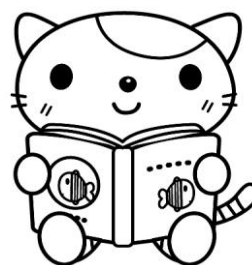
11:30 昼食  
お昼寝

14:30 おやつ  
看護・保育

～18:00 お迎え

## <1日の過ごし方>

お子さんの体調に配慮しながら、保育します。



### 【阿賀野市内の指定医療機関】

あがの市民病院小児科（岡山町）  
やまざき小児科（岡山町）  
うえき内科クリニック（岡山町）  
安田診療所（保田）  
京ヶ瀬診療所（曾郷）  
本田脳神経外科クリニック（下条町）  
永田医院（山崎）

わだ耳鼻咽喉科クリニック（下条町）  
田中皮膚科医院（市野山）  
佐藤眼科医院（中央町）  
ながい眼科クリニック（市野山）  
恩田整形外科（金田町）  
すぎはら整形外科（若葉町）

### 【阿賀野市外の指定医療機関】

原こども医院（新潟市中央区）  
とみやま医院（新潟市北区）  
すこやか医院（新潟市北区）  
にしな子どもクリニック（新潟市北区）  
いぬかい耳鼻科クリニック（新潟市北区）  
さとう小児科医院（新潟市江南区）  
ささがわ小児科クリニック（新潟市江南区）  
こどもの森クリニック（新潟市江南区）  
たかのクリニック（新潟市秋葉区）  
下越病院（新潟市秋葉区）  
しんこどもクリニック（新潟市秋葉区）  
五泉キッズクリニック 五泉耳鼻科・音声嚥下クリニック（五泉市）  
皮ふと子どもツインスマイルクリニック（新発田市）

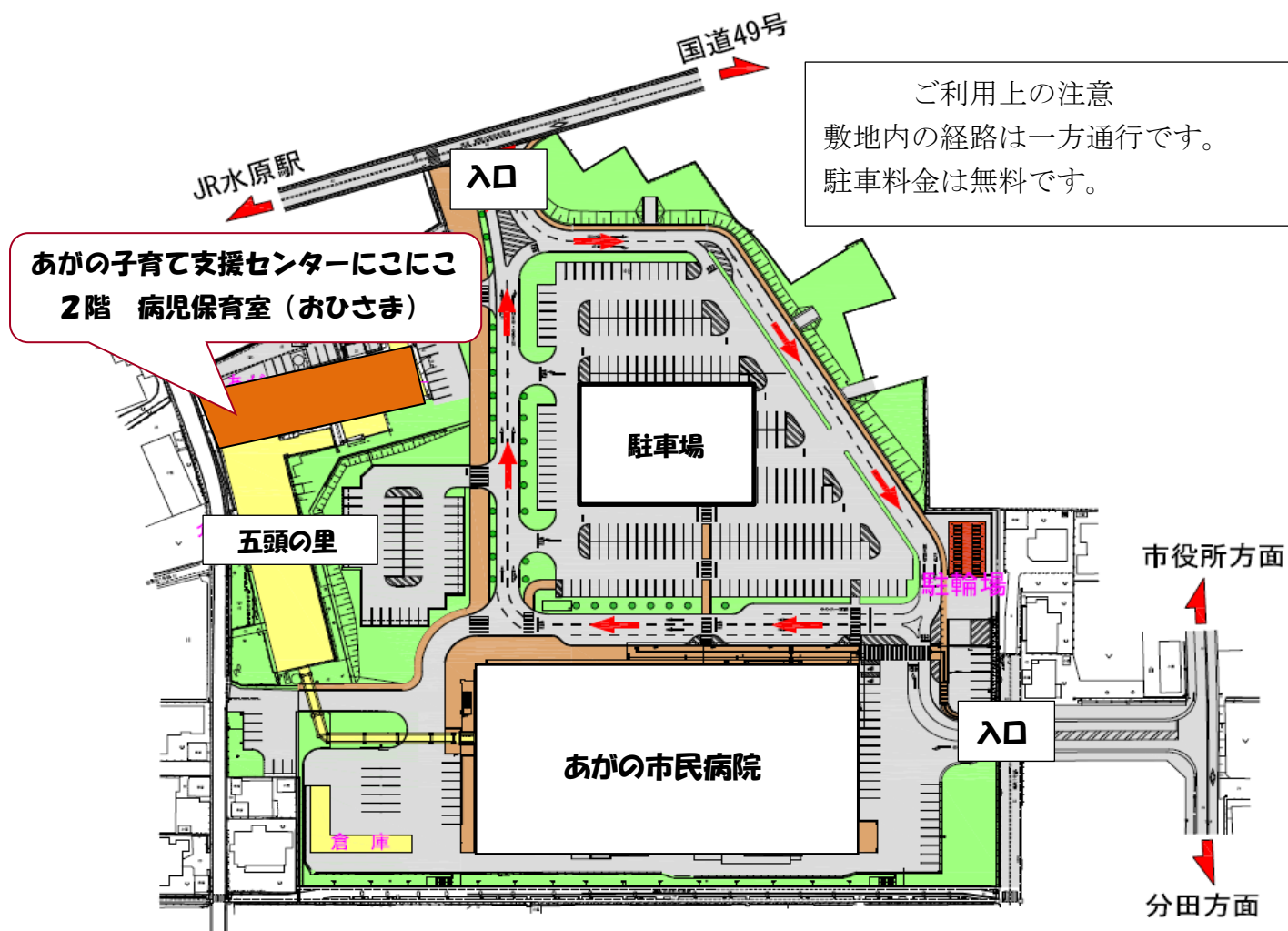
庄司こども医院（新潟市東区）  
五泉中央病院（五泉市）  
北五泉クリニック（五泉市）  
五泉六島クリニック（五泉市）  
やまむら整形外科医院（五泉市）  
わたべこどもクリニック（五泉市）  
たけだ内科クリニック（五泉市）  
中野こども医院（新発田市）  
小児科桑島医院（新発田市）  
三条こどもクリニック（三条市）  
新潟県済生会三条病院（三条市）

### 【阿賀野市病児保育事業負担金減免基準表】

| 内 容                                      | 減 免 割 合 |
|------------------------------------------|---------|
| 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による生活援助を受けているもの   | 100%    |
| 準要保護世帯で児童・生徒の就学援助を受けているもの                | 50%     |
| 災害等に被災した家庭で家屋の被害が半壊・半焼・床上浸水以上した場合        | 100%    |
| 市民税の非課税世帯のもの                             | 50%     |
| 家庭の主宰者の収入減（倒産、疾病等）                       | 50%     |
| ひとり親家庭等医療費助成受給者                          | 50%     |
| 在宅障がい児世帯（障害者手帳 1・2 級、養育手帳 A、特別児童扶養手当受給者） | 50%     |

※市外在住で市内在勤の利用者には上表の適用はありません

## 病児保育室(おひさま) 案内図



## 利用料金・事業内容などに関するお問い合わせ先

阿賀野市役所 社会福祉課 児童福祉係

〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号

TEL: 0250-62-2510(代) FAX: 0250-61-2036

阿賀野市病児保育室

〒959-2025 阿賀野市岡山町13番23号

TEL: 0250-63-8051

♪ 阿賀野市子育て支援サイトも公開しています ♪

<http://www.city.agano.niigata.jp/kosodate/index.html>

